

すきま時間で  
地域活動！

高齢者・障害者の生活を支える

# 登録生活支援員募集

中野区社会福祉協議会「アシストなかの」で実施している、地域福祉権利擁護事業の「登録生活支援員」を募集します（業務内容は裏面をご覧ください）。  
応募希望の方は、まず下記の説明会にご参加ください！

身体介護は  
不要！

- ★募集人数 6名程度
- ★雇用条件 登録制 時給1,250円 ※通勤手当あり（実費）  
月1～5日程度の勤務、1回の勤務時間は3時間程度です。
- ★応募条件 中野区または近隣区在住の20歳以上～66歳以下の方、  
パソコンを使用できる方、自転車に乗って活動できる方  
※説明会の参加が難しい方は、別途ご相談ください。

説明会：2024（令和6）年

8月7日（水）14:30～15:30

場 所：中野区中野5-68-7

スマイルなかの3階AB会議室

申込み：前日までに、電話 または  
右記二次元コードで  
お申込みください。〈先着30名〉

連絡先：アシストなかの（権利擁護事業担当）  
☎03-5380-6444



## 地域福祉権利擁護事業とは…

物忘れ・障害等により、日常の金銭管理・福祉サービスの利用・書類整理にお困りの方への事業です。

詳細はこちらの  
事業動画をご覧ください。



# 登録生活支援員のある日のスケジュール



- 9:30 アシストなかの事務所へ出勤  
専門員（職員）と利用者の支援内容の打ち合わせ
- 9:45 社協出発 ※自転車で移動
- 10:00 金融機関で、生活費の払出しをする。
- 10:30 本人宅で、郵便物・生活状況の確認をする。  
生活費を本人へ渡す。次回の支援日を伝え、退室する。



区役所からの書類が分からなくて困ってるの。

書類を一緒に確認しましょう！



- 11:15 事務所へ戻り、専門員（職員）に本日の利用者の様子や活動内容を報告する。業務終了。

## ～実際に活動する支援員の声～

福祉の制度やサービスなど、知らない知識に気付くことができます。

いろいろな人への対応の仕方も経験できて、とても勉強になります。

（3年目女性支援員）

困っている方に対して、具体的な手助けができているな、と実感できます。

（7年目男性支援員）

福祉の仕事は初めて。こんなにやりがいがあるとは思わなかった！

（6年目女性支援員）



【 説明会申込み・問合せ先 】

社会福祉法人中野区社会福祉協議会  
アシストなかの（権利擁護事業担当）

電話 03-5380-6444

FAX 03-5380-0591

〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区役所4階（土曜・日曜・祝日はお休み）

